（厚生科学審議会令の一部改正）

第三条　厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「健康局参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課」に、「医薬・生活衛生局」を「健康・生活衛生局」に改める。

（医道審議会令の一部改正）

第四条　医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

（薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

第五条　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「医薬・生活衛生局総務課」を「医薬局総務課」に改め、同条ただし書中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課」を「健康・生活衛生局総務課」に改める。

（疾病・障害認定審査会令の一部改正）

第六条　疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「健康局総務課」を「健康・生活衛生局総務課」に改め、同条ただし書中「健康局結核感染症課及び参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課」に改める。

（がん対策推進協議会令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改める。

一　がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）第五条

二　肝炎対策推進協議会令（平成二十一年政令第三百九号）第五条

三　アレルギー疾患対策推進協議会令（平成二十七年政令第四百一号）第六条

四　循環器病対策推進協議会令（令和元年政令第百四十一号）第五条

五　ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令（令和二年政令第五号）第四条

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十四号

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条及び第二十四条に規定する措置

備考

一　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

二　上欄の暴風雨とは、令和五年台風第二号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九第四十七号を次のように改める。

四十七　削除

別表第九第百八十九号を次のように改める。

百八十九　削除

別表第九第三百二十号の二を削り、同表第三百二十四号を次のように改める。

三百二十四　削除

別表第九第三百六十号を次のように改める。

三百六十　削除

別表第九第五百四十五号の二を削り、同表第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四　削除

第二条　労働安全衛生法施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「、白金」、「、フェロバナジウム」及び「、モリブデン」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ　別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ　前号に掲げる物

ハ　危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの